# daily コラム

2026年11月25日(水)

〒308-0842　茨城県筑西市一本松624-3
税理士法人和敬会筑西事務所　TEL 0296-22-3689　FAX 0296-25-0627
Email tfc@wakei-kai.com

## 令和９年１月１日より こどもNISAの運用開始

**年齢制限を撤廃、利便性が向上**

令和９年１月１日から、18歳未満の未成年者を対象に、こどもNISAが導入されます。NISAは上場株式等の配当、譲渡に係る所得が非課税となる制度です。対象者は、これまで18歳以上の居住者に限定されていましたが、年齢制限が撤廃されます。

**最大600万円まで非課税**

こどもNISAは、つみたて投資枠で長期の積立・分散投資に適した投資信託で運用します。成長投資枠は利用できません。非課税となる投資限度額は年間60万円、最大600万円まで保有することができ、保有期間の制限はなくなりました。口座は1人につき、1口座のみ開設できます。こどもNISAは、金融機関の変更はできません。

**災害、教育費などで払出しは可能**

18歳まで払出しは制限されますが、12歳以降は、子が払出しに同意したことを示す書面とともに親権者等（口座管理者）が申出書を金融機関に提出することにより、子の教育費または生活費に充てるため、口座から資金を払い出すことができます。

また、災害により家屋に被害が生じた場合、扶養者（その者を所得税法の扶養親族とする者）が扶養者または生計一の親族のために200万円超の医療費を支払った場合、扶養者が特別障害者となった場合、失業手当を受けた場合、配偶者と死別・離婚などの場合は、税務署長の確認を受けた書面を金融機関に提出して非課税で解約できます。

**子への資金移転は贈与課税**

こどもNISAの口座は親権者等が管理し、投資資金を拠出することになり、親権者等の資金拠出は贈与の扱いとなります。このため、暦年贈与課税で110万円の基礎控除枠を利用します。110万円を超える資金拠出を行う場合は、贈与税の申告が必要となります。

**18歳から成人向けのつみたて投資枠に移行**

18歳になると成人向つみたて投資枠の非課税口座に自動的に移行されます。成長投資枠と合わせて、年間120万円、最大で1,800万円まで運用できるようになり、引き出し制限はなくなります。

**ジュニアNISAからの移行**

ジュニアNISAは、令和５年12月31日で終了し、現在は継続管理勘定に移管され、18歳まで非課税のまま保管されています。18歳未満でも非課税のまま解約した資金を令和９年１月１日から、こどもNISAの投資に充てることも可能です。



親子で金融を学ぶことが期待されます。